別記様式第２号の２（第３条関係）

**建物除却後における災害防止対策の概要説明書（認定申請時用）**

**建物除却後の災害防止対策について**

　（該当する方にチェックをしてください。）

**□がけ上等にある場合（敷地が２ｍ以上のがけ上にある場合）**

　除却後のがけが崩壊しないように，敷地内に雨水などの浸水防止措置を行い，また，道路側溝等に適切に排水できる措置を行います。

　上記記載について，「補助金交付申請」の際には，「災害防止対策図」又は措置に関する詳細事項を記入した「建物除去後における災害防止対策計画書（交付申請時）」を提出します。

**□がけ上ではない場合**

　除却後，敷地内の土砂及び雨水等が隣地又は道路などに流出しないように，道路側溝等に適切に排水できる措置を行います。

　上記記載について，「補助金交付申請」の際には，「災害防止対策図」又は措置に関する詳細事項を記入した「建物除去後における災害防止対策計画書（交付申請時）」を提出します。

　上記の内容について理解した上で，呉市危険建物除却促進事業の補助金の交付を受ける場合は，上記の災害防止対策を行います。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者